

---

# 由布市国民保護計画

## 〔避難実施要領〕

令和2年4月

---



# 目 次

## 第1章 避難実施要領の目的と住民の避難誘導に際して前提となる事項

第1節 避難実施要領の目的	1
第2節 住民の避難誘導に際して前提となる事項	1

## 第2章 警報及び緊急通報並びに避難の指示の伝達等

第1節 警報の伝達	3
第2節 避難の指示の通知・伝達	5

## 第3章 避難実施要領

第1節 避難実施要領の作成及び関係機関への通知	6
第2節 避難の方法の基本的考え方と想定される事態の類型	8
第3節 想定される事態の類型と避難実施要領	10
1 避難のパターンⅠ：屋内への避難	10
■ 弾道ミサイル攻撃（通常弾道）の場合	10
■ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	13
（昼間の人口密集地における突発的な攻撃の場合）	14
（人口密集地における化学剤を用いた攻撃の場合）	16
（危険物取扱施設に対する破壊攻撃の場合）	18
（駅や列車に対する破壊攻撃の場合）	20
2 避難のパターンⅡ：屋内への避難（核弾頭が使用された場合）	20
■ 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）の場合	20
3 避難のパターンⅢ：市内での避難（市内の避難施設への避難）	21
■ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	21
（ゲリラや特殊部隊が施設を占拠して立てこもった場合）	21
4 避難のパターンⅣ：市外への避難（県内の他市町村及び県外への避難）	25
■ 着上陸侵攻の場合	25
5 避難実施要領パターンの運用について	25
《参考-1》 避難実施要領の記載項目例	26
《参考-2》 避難住民の運送に必要な交通手段の台数等の試算	27
《参考-3》 避難誘導における留意点	28

